令和５年１月２５日公示
令和５年横芝光町告示第３号

横芝光町ふれあい坂田池公園野球場ネーミングライツ事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、ふれあい坂田池公園野球場（以下「野球場」という。）に愛称を命名する権利を法人に付与すること（以下「ネーミングライツ事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の基本原則）

第２条　横芝光町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、ネーミングライツ事業を実施するに当たっては、野球場の設置の目的に支障が生じない範囲で行うとともに、施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

２　教育委員会は、ネーミングライツ事業により決定した愛称を、契約期間中使用するものとする。ただし、条例等の規定及び変更等が困難である媒体その他やむを得ない事由がある場合については、この限りでない。

３　ネーミングライツ事業に係る命名権（以下「命名権」という。）を付与された事業所等は、その権利を他者に譲渡・貸与することはできない。

（愛称の要件）

第３条　ネーミングライツ事業により表記する愛称は、公共の施設にふさわしいのもであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から町民の理解が得られるものとし、横芝光町広告掲載に関する要綱（平成２７年横芝光町告示第２号。以下「要綱」という。）第３条第１項各号に規定する内容を含まないものとする。

２　前項に定めるもののほか、教育委員会は、愛称の表現について、募集の際に条件を付することができる。

（規制業種等）

第４条　要綱第３条第２項各号の規定に該当する業種又は事業者は、ネーミングライツ事業による契約の当事者となることができない。

（命名権の付与期間）

第５条　命名権を付与する期間は、３年以上１０年以下とする。

（募集）

第６条　教育委員会は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、募集方法、命名権に係る対価（以下「命名権料」という。）の最低価格、選定方法その他ネーミングライツ事業について必要な事項を定め、町広報紙及び町公式ホームページへの掲載等により広く募集するものとする。

（応募）

第７条　ネーミングライツ事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、ふれあい坂田池公園野球場ネーミングライツ事業申込書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

⑴　事業概要書（別記第２号様式）

⑵　定款、寄附行為その他これらに類する書類

⑶　法人の登記事項証明書

⑷　最新の事業計画書

⑸　直近の事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

⑹　直近の国税及び地方税に係る納税証明書

⑺　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

（審査）

第８条　教育委員会は、前条に規定する申込書類の提出を受けたときは、第３条及び次の表に定める審査項目に基づき、応募者から提出された申込書を審査する。

審査区分	審査項目
応募法人の状況	法人の財務状況・法令遵守・応募の動機等
愛称名	愛称名が町の施設としてわかりやすいか。 町の施設としてのイメージにふさわしいか。
命名権料の応募金額	他の応募者との比較
設定期間	他の応募者との比較
社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画等

（決定及び通知）

第９条　教育委員会は、前条の規定によりネーミングライツ事業に係る採用の可否を決定したときは、応募者に対し、ふれあい坂田池公園野球場ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

（契約の締結）

第１０条　教育委員会は、前条の規定による採用の決定を受けた応募者（以下「命名権者」という。）との間で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

（命名権料の納付）

第１１条　命名権者は、横芝光町財務規則（平成１８年横芝光町規則第４９号）に定める納入通知書により年度ごとに一括で命名権料を納付しなければならない。

２　前項の命名権料は、教育委員会が指定する期日までに納付しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、命名権者と協議の上、命名権料の支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（命名権の取消し）

第１２条　教育委員会は、命名権者が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条の規定による採用の決定を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により第９条の決定を受けたとき。

⑵　第９条の決定を受けた後に第４条に規定する規制業種等に該当していることが判明したとき。

⑶　指定した期日までに前条に規定する命名権料の納付がないとき。

⑷　法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると教育委員会が認めたとき。

⑸　社会的又は経済的信用が著しく失墜することとなったとき。

⑹　命名権者から契約解除の申し出があったとき。

⑺　その他契約の履行が困難であると教育委員会が認めるとき。

２　教育委員会は、前項の規定により採用の決定を取り消したときは、ふれあい坂田池公園野球場ネーミングライツ事業採用決定取消通知書（別記第４号様式）により命名権者に通知するものとする。

３　教育委員会は、第１項の規定により採用の決定を取り消した場合は、前条の規定により既に納付された命名権料については返還しないものとする。ただし、命名権者の責めによらない事由その他教育委員会がやむを得ないと認める事由によるときは、この限りでない。

（費用の負担）

第１３条　教育委員会は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、町広報紙、町公式ホームページ等の作成に係る経費を負担するものとし、施設等の看板の設置その他の経費については、命名権者が負担するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、命名権者との協議により、費用の負担区分を変更することができる。

３　契約期間の満了及び契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とする。

（千葉県屋外広告物条例の遵守）

第１４条　命名権者は、野球場、施設案内看板等への愛称の表記については、千葉県屋外広告物条例（昭和４４年千葉県条例第５号）の規定を遵守しなければならない。

（次期の契約）

第１５条　命名権者となったものは、契約期間満了後の野球場の命名権に関する契約について、優先的に交渉することができるものとする。ただし、公募により町にとって明らかに有利な条件が提示される可能性が高い場合その他教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

（応募の内容の取扱い）

第１６条　教育委員会は、ネーミングライツ事業に係る応募の内容（命名権

者に関するものを除く。）については、公表しないものとする。

（ネーミングライツ事業に関する事務）

第１７条　ネーミングライツ事業に関する事務は、社会文化課において処理する。

（その他）

第１８条　この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。